

平成 25 年 3 月 1 日  
税理士松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 証券税制の税率について 平成 25 年度から復興特別所得税 2.1%が加算

東日本大震災からの復興を図ることを目的として復興施策に必要な財源を確保するための復興特別税が、平成 25 年 1 月からスタートしました。

復興特別所得税が付加されたことで、上場株式等の配当等や上場株式等の譲渡益および預貯金の利子等に対する税率は下記のようにになりました。

所得分類	課税分類	～平成24年12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 平成49年12月31日
上場株式等の 配当等	申告不要 <small>源泉徴収のみで終了</small>	<b>10%</b> 所得税:7% 住民税:3%	<b>10.147%</b> 所得税及び 復興特別所得税:7.147% 住民税:3%	<b>20.315%</b> 所得税及び 復興特別所得税:15.315% 住民税:5%
	申告分離 <small>上場株式等の譲渡損失との損益通算可能</small> <b>配当控除なし</b>	<b>10%</b> 所得税:7% 住民税:3%	<b>10.147%</b> 所得税及び 復興特別所得税:7.147% 住民税:3%	<b>20.315%</b> 所得税及び 復興特別所得税:15.315% 住民税:5%
	総合課税 <b>配当控除あり</b>	<b>15%～50%</b> 所得税:5%～40% 住民税:10%	<b>15.105%～50.84%</b> 所得税及び 復興特別所得税:5.105%～40.84% 住民税10%	
未公開株式等の 配当等	申告不要 <small>1銘柄年間10万円以下の配当金</small>	<b>20%</b> 所得税:20% 住民税:なし	<b>20.42%</b> 所得税及び 復興特別所得税:20.42% 住民税:なし	
	総合課税	<b>15%～50%</b> 所得税:5%～40% 住民税:10%	<b>15.105%～50.84%</b> 所得税及び 復興特別所得税:5.105%～40.84% 住民税10%	
上場株式等の 譲渡益	申告分離	<b>10%</b> 所得税:7% 住民税:3%	<b>10.147%</b> 所得税及び 復興特別所得税:7.147% 住民税:3%	<b>20.315%</b> 所得税及び 復興特別所得税:15.315% 住民税:5%
未公開株式等の 譲渡益	申告分離	<b>20%</b> 所得税:15% 住民税:5%	<b>20.315%</b> 所得税及び 復興特別所得税:15.315% 住民税:5%	
預貯金の利子等	源泉分離	<b>20%</b> 所得税:15% 住民税:5%	<b>20.315%</b> 所得税及び 復興特別所得税:15.315% 住民税:5%	